

民主化闘争情報

No. 824
2011年5月18日
発行 日本鉄道労働組合連合会
(JR連合)

JR東日本ユニオンの栗原孝氏(前・松戸車掌区指導助役)がJR東日本会社を相手に起こした「訓告処分無効確認等請求事件(松戸車掌区事件)」の控訴審第1回口頭弁論が5月17日、東京高裁で開かれた。

松戸車掌区事件控訴審が結審！判決日は8月18日！ 一審判決を破棄させ逆転勝訴を勝ちとろう！

栗原孝氏は、2008年8月、「複数の社員から酒気帯びを指摘され勤務の一部を欠いたことは、社員として不都合な行為である」として訓告処分を受けるとともに、東京臨海高速鉄道への出向命令を受けた。JR東日本は、「アルコール臭がした」とする東労組一部組合員の指摘のみを根拠に、会社として責任を持って事実関係を調査することもなく、栗原氏に処分を下し、出向発令を行ったのである。

昨年7月21日に行われた証人尋問では、原告側証人が栗原氏の酒臭を否定するとともに、事件当日の状況を詳細に証言したにもかかわらず、東京地裁は1月28日、この証言を一切採用することなく、原告の請求を棄却する判決を言い渡した。原告側は、会社の主張を一方的に認めた判決を不服として直ちに控訴し、第1回口頭弁論が5月17日、東京高裁で行われ、原告・被告双方提出の準備書面を確認し、弁論終結となり結審となった。

なお、原告側は、会社提出の準備書面に対して、以下の反論の準備書面を5月17日付けで提出した。

○本件処分の正当性について

被控訴人(JR東日本)は「複数の社員から酒臭の指摘があったという事実」は、「当然に、それらの社員が控訴人の酒臭を感知したことを前提としたもの」とするが、とうてい認められるべき主張ではない。

酒臭は、呼気中の酒気が臭覚器官によって感知されることによって、認識されるものであることから、酒臭を感知したと認識したとしても、その発生源が呼気でないことも、他の臭気を誤認、錯覚したものであることもあり得るうえ、酒臭は、時間の経過とともに減衰し、さらに、アルコール検知器などによらなければ、その有無を客観的に確認することが困難であるなどという事情から、意図的な虚偽の申告も容易でもあるから、酒臭の指摘があったとしても、当然には、実際に酒臭を感知したことにはならない。

○複数の社員からの酒臭の指摘の信用性、合理性について

被控訴人は、H車掌、Y車掌、S車掌以外の車掌から酒臭の指摘がなかったことは、同車掌らの申告が虚偽であったことを意味しないというが、とうてい肯認できない。むしろ、同車掌らが、実際には酒臭を感知していないことを明確に示す事実である。

同車掌らは控訴人が添乗指導にあたった車掌のうちの最後から3番目以降のものであるところ、それ以前に控訴人が添乗指導にあたった車掌ら全員が、区長からの事情聴取において、控訴人の酒臭を否定していることは、きわめて重要な意味を帯びる事実である。添乗時間の終了に近いということは、酒臭は時間の経過とともに減衰していくものであることからすると、むしろ酒臭を感知するはずはないとすべき事実である。

判決は、8月18日(木)13時10分から、東京高裁822号法廷で言い渡される。この事件は、浦和電車区事件を契機に、JR東日本は職場秩序の確立に乗り出したものの、いまだに一部運転職場は東労組の無法地帯にある実態を浮き彫りにした。JR連合は、東労組の“聖域”とされる運転職場の職場秩序再建にむけた闘いとして、控訴審での逆転勝訴をめざして闘っていく。